

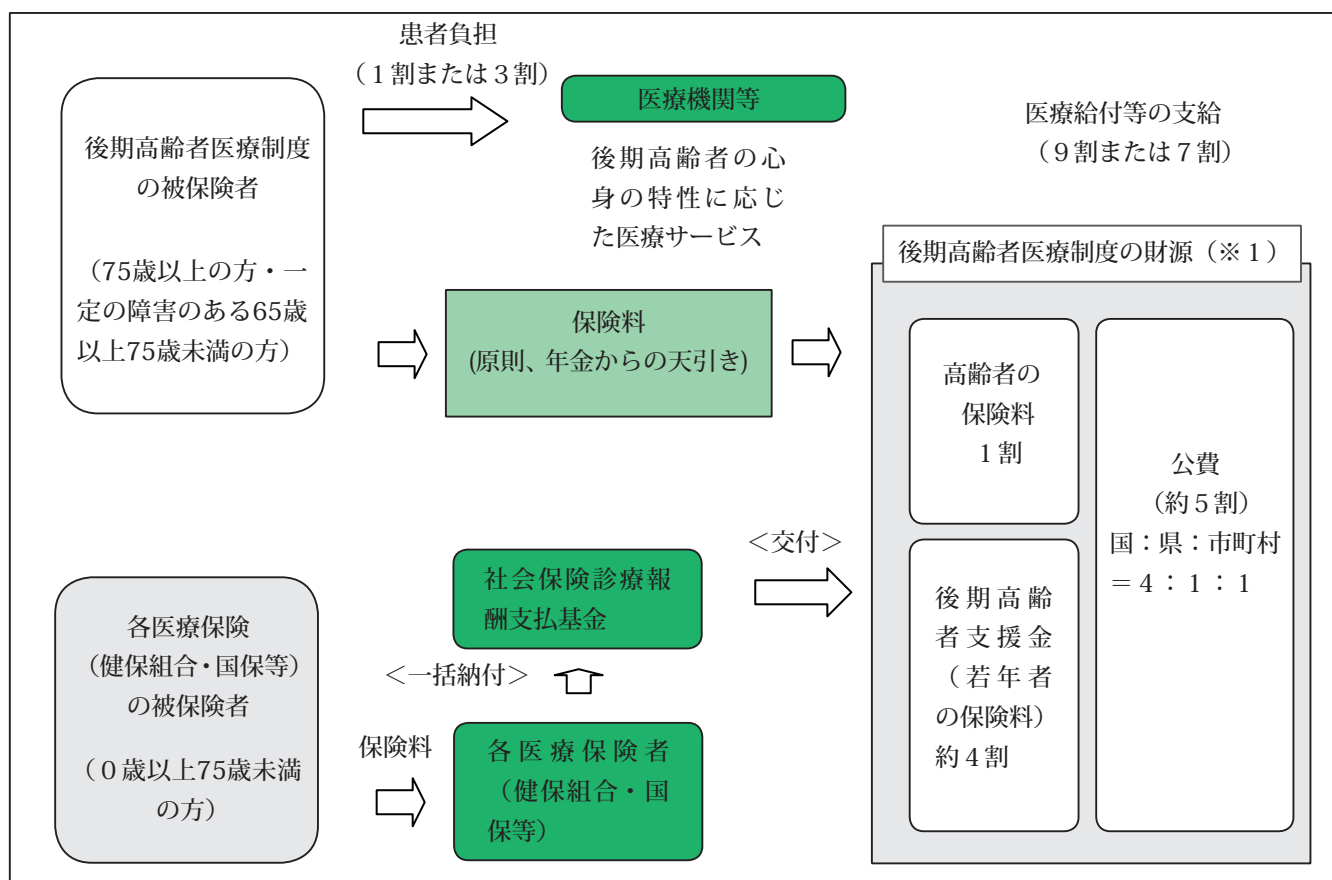
老人保健制度で医療を受けている方へ

平成20年4月から新しい後期高齢者医療制度が始まります！

・後期高齢者医療制度6つのポイントについてお知らせします！

- ①75歳以上（一定の障害がある場合には65歳以上75歳未満）の方が対象となります。
- ②平成20年3月に新しい保険証（被保険者証）が一人に一枚送付されます。
- ③医療機関窓口での患者負担は、現在の老人保健と同様に原則1割負担、現役並み所得者は3割負担となります。
- ④保険料は、原則、年金からの天引きとなります。
茨城県後期高齢者医療の保険料は平成19年11月頃に決定する予定です。
- ⑤後期高齢者医療制度の運営は、県内全市町村が加入する広域連合が行います。
- ⑥各種申請等の窓口業務、保険料徴収業務は今までどおり市町村が行います。

・後期高齢者医療制度の運営のしくみ



※1・・・後期高齢者の医療にかかる費用のうち、みなさんが医療機関窓口で支払う患者負担を除いた分を、公費（国、県、市町村）が5割を負担、現役世代からの支援（若年者の保険料）が4割を負担し、残りの1割を後期高齢者のみから保険料として納めていただきます。

詳しくは、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。<http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>



◆問い合わせ先

茨城県後期高齢者医療広域連合
☎ 029-309-1211
伊奈庁舎国保年金課
☎ 58-2111（内線1183、1187）